

自動車損害賠償保障法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 自動車損害賠償保障法第十条の政令で定める者に次に掲げる者を加え、同条の政令で定める業務に次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める業務を加えるものとする。

一 オーストラリア軍隊 その任務の遂行に必要な業務

二 英国軍隊 その任務の遂行に必要な業務

(第一条の二関係)

第二 その他所要の改正を行うものとする。

第三 この政令は、一部の規定を除き、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律の施行の日から施行するものとする。

(附則関係)